

展示会名称：

IE EXPO2012 中国環境博覧会

場所： 上海新国際博覧センター

開催期間・時間帯：

2012年3月7日～3月9日（水～金）09:00 – 17:00

主催：

中国環境科学学会

上海中貿国際展覧有限公司

独メッセ・ミュンヘン・インターナショナル・グループ

メッセ・ミュンヘン（上海）有限公司

※現在、メッセ・ミュンヘン（上海）有限公司と上海中貿国際展覧有限公司は合弁会社の設立を進めながらIE EXPOの準備を行っています。合弁会社の設立後、全契約者は自動的に合弁会社に変更されます。

連絡先：

上海中貿国際展覧有限公司

上海市中山西路 2368 号華鼎大厦 10 楼 A 座（PC 200235）

電話：(+86 21) 5459-2323

FAX：(+86 21) 5425-3480

www.eptee.com

メッセミュンヘン（上海）有限公司

上海市浦東新区源深路 1088 号葛洲堰大厦 11 楼
(PC200122)

電話：(+86 21) 2020-5500

FAX：(+86 21) 2020-5666

www.ifat-china.com

出展規約

以下に記述する価格は全て実際の支払い額であり、増値税（付加価値税）を加算する必要はありません。

1 申込

申込には添付の申込用紙に記入の上、法的に有効な署名・捺印をした上で、最も速い方法で（申込期日までに）主催者に送付する。申込者は、申込用紙の控え（コピー）を1部保管すること。

申込期日は2012年2月15日。

申込により、出展企業は主催者に今展示会への出展を希望したものと見なす。全ての展示品について、申込用紙に正確に記述すること。共同出展企業は、共同出展申込用紙に記入・列挙し、単独出展企業と同様に詳細に記入するものとし、不備のある申込用紙は受理しない。

パビリオン組織者の場合、当条項の定める出展企業に該当しない。

2 出展許可を受けた展示品と出展企業

国内外の生産企業やその中国子会社、生産企業より授権された輸入業者や取次販売業者・代理販売業者は出展企業とし

て認められる。出展通知で説明しない限り、共同出展企業やその代理団体は出展権を認められない。

輸入事業者や授権された代理販売事業者は、その生産企業が今展示会で展示しない機器・設備のみ展示できる。全ての展示品は、今展示会の出展範囲を満たし、申込用紙に記入した名称・種類と一致していなければならない。許可・登録された展示品以外、借り受け物品やリース物品は展示できない。主催者は最終決定権を有し、条件に合わない展示品を排除する権限を持ち、それに伴うリスク・費用は出展企業が負担するものとする。

出展企業の出展範囲内にはないが、出展目的で使用される展示品（デモ用など）は例外とする。主催者は、特定の展示品を出展許可範囲外とすることができ、出展許可には一定の条件を踏まえる。

出展企業は申込用紙を提出するとともに、出展規約とマニュアルを順守することを表明すること。

3 共同出展企業及び代理出展業者（条項1、2を参照）

共同出展企業は必ず文書で許可を取ること。許可された各共同出展企業は、1800 元の出展費を納付する。

共同出展企業とは、主たる出展企業のブース内で他社製品を展示し、他社の人員を派遣するものを指す。この定義には同一企業グループ内の別企業や子会社も含まれる。代理事業者や代理人は共同出展企業と見なされない。

出展企業が生産企業である場合、枠外代理業者（注：英語表記は **additionally represented companies**）とは、出展企業の商品やサービスの代理事業者を指す。出展企業自体は販売業者でもあり、ある生産企業の製品を展示するだけでなく、他企業の製品・サービスも展示する場合、この企業は枠外代理業者とする。

枠外代理業者には出展権が認められない。

出展企業に対する許可は、主催者と共同出展企業または枠外代理事業者との契約の成立を意味しない。共同出展企業は出展費の納付後に共同出展企業としての地位が認められる。

出展企業は必ず出展費を納付すること。主催者はその後に出展費の領収書（發票）を発行する。

メインとなる出展企業（以下、主たる出展企業）は、共同出展企業やその代理企業が出展規約、マニュアル、展示会管理規定を順守するよう責任を持ち、自社の責任と同様に共同出展企業の債務や不注意にも責任を持つこと。共同出展企業が主催者のサービスを直接使用する場合、主催者は主たる出展企業にその費用を請求する権利を有する。主たる出展企業は無限連帯責任を負う。主催者の書面の同意がなければ、主たる出展企業はブースの移動、交換、分割はできず、またブースの全体または一部を第三者に提供してはならない。

4 出展費、抵当権

1 m²あたりの出展費：

a) 室内ブース費用（最小面積は 12 m²）：2200 元/m²

2 階ブース費用は 1 階価格の 50%

b)この出展費には、展示スペースの費用のほか、主催者による相談や計画提案、広報業務、技術支援等のサービスも含まれる（注：一切の装飾は含みません。パッケージメニューをお選び頂くか、装飾企業に委託するか、自社で行うなどしてください）。

面積の計算について、1㎡に満たない場合は1㎡に繰り上げて計算する。配分された床面積を基本とし、建築上の突出物や柱、公共装置のコネクタ等の固定設備は計算に含まない。

主催者は出展申込用紙を受理した後、出展費の50%の前金請求書（付款通知）を発行する。出展申込者が出展許可を得られなかった場合、この50%前金はそのまま返金される。また申込者側の事情で取り消す場合、この前金は返金されない。ブース配置が決まった後、主催者は残りの出展費の請求書を発行する。出展企業は契約署名後7日以内にブース費用の50%を主催者指定口座に振込、残額は2012年2月7日までに全額支払いを完了すること。2012年2月7日以降に出展申請をした企業は、一括で出展費用全額を支払うこと。

請求書に支払期限が付記されている場合を除き、各支払項目について速やかに支払うこと。出展費と許可済み共同出展企業費用の支払いは、出展スペース確保の前提条件である。

出展企業が主催者と契約の後、支払い義務を履行するまで、主催者は電気、水道、圧縮ガスの供給等の関連サービスを停止する権利を有する。特に過去に主催者への支払い義務不履行がある、または直ちに履行されていない場合に適用される。主催者の利益を守るため、主催者の展示スペースレンタルにより得た債権を元に、主催者は出展企業が引き渡す物品について抵当権を有する。出展企業は、必ず展示済みまたは今後展示する物品の所有権について、適宜主催者に連絡すること。出展企業が支払い義務を履行していない場合、主催者は展示品やブース設備を差押え、競売や譲渡により売却でき、それに関する費用は出展企業が負担する。この状況では、法律で認める差押え品の帰属に関する法律条項は失効する。主催者は本条項に基づき、差押えた出品やブース設備の損失に対する賠償責任を負わないが、主催者の故意または重大な不注意による損失はその限りでない。

出展企業の特別申請に基づき、出展費及び許可済みの共同出展費用の第三者による支払いを認める。その必要条件として、第三者は必ず関連の義務や主催者への支払いの不足分を担当する旨を表明し、かつ主催者はその第三者との合意を表明しなければならない。

出展企業が会社名称や業務内容、住所の変更により領収書を再発行する必要がある場合、主催者に1回あたり500円と相応の税・費用を支払うものとする。また上述3種の修正が主催者の誤記によるものであれば、出展企業は修正費用を負担しない。第三者が支払いを全うできない場合、出展企業が全負担する。

主催者は、出展規約に基づき上述の規定に違反する行為への対応措置を取る権利を有する。出展企業の希望に応じ、主催者はブース仕切り板を設置することができ、その費用は出展企業が負担する。仕切り板やその他のパネル（高さ2.5m）

の予約申込書は主催者が配布する出展マニュアルに含まれる。隣のブースへの影響を避けるため、他ブース側に向ける仕切り板は必ず白色、無地とする。

5 支払条項（条項4を参照）

支払明細に明記された支払期限を必ず遵守すること。必要な費用を全て期限内に支払うことが、展示スペース確保や展示会カタログ掲載、施工証・出展企業IDバッジ発行の前提条件となる。申込者または出展企業はその他費用（技術サービス、広告宣伝資料など）に関する確認通知と請求書を受け取った後、早急に支払いを済ませること。出展企業は振替（注：中国語表記は「転帳」）で人民元にて主催者が発行した請求書の合計金額を支払うものとし、手数料費用は自社負担（振替時の銀行振替費、手数料は自社負担）とする。口座番号の情報は請求書を参照のこと。また振替時には出展企業名や展示会名、請求書番号を明記すること。

6 出展契約

出展企業の申込書提出をもって契約の意思と見なす。出展申込の認可または却下については、適切な時期に書面で回答する。許可された出展資格は譲渡できない。主催者が書面で出展企業の出展を許可した後、出展契約が発効する。主催者と出展企業との契約は、出展の確認がなされた時点で成立する。

契約に基づき、主催者は展示場内に出品企業のブースを設置する権利を有する。主催者が提供する展示ブーススペースは、申請用紙に記載された内容と若干異なる場合がある。出品企業がそれを不服とする場合、1週間以内に主催者にその意を伝えることとし、さもなければそれを受け入れたものとする。

その他、展示場の配分、特に近隣ブースの配置は、開催前に変更可能である。主催者は、会場スペースの通路や会場出入口についても再調整する権利を有する。この場合の変更について、出品企業は主催者に意見を述べることはできない。出展契約とブース配分が発効した後も、主催者はスペース配分を変更でき、特に出品企業が契約した展示スペースの位置や形式、規模、大小を変更する場合がある。以下の原因による変更は絶対とする。①安全や公共の秩序のための変更、②展示会への出展予約が一定以上となり、より多くの出品企業が参加することによる変更、③展示会設備やスペースをより効率よく使用するためのスペースの移動や変更——である。しかしこれらの変更は、出品企業に受け入れられると思われる範囲内で実施される。上述の措置によりブース面積が縮小される場合、主催者は出品企業に面積縮小による差額分を返金する。上記以外について、主催者はさらなる責任を負わない。出品企業が自社の展示スペースを使用しない、または法律や当局の関連規定、出展規約、技術マニュアルの規定に違反したことで、展示スペースの使用時に損害が発生した場合、同出品企業は出展費の全額負担に加え、同社自身や法定代表者、職員による損害分を主催者に賠償する。法律により契約

を取消または停止する権利が明記されていない場合、出展企業は権利を行使できない。

出展確認書に出展企業が提出する権益保護・条件、その他の特別な希望（ブースや競合他社の近隣排除、ブースの設営・設計等）が明記されていれば、主催者はそれを考慮する。ブースの配分は、主催者の要求や一般条件、主催者が自主決定した商業展示会分類体系に応じて行うものであり、申し込みの順番とは無関係である。

出展企業は必ず批准されるという法的訴求権を持たないが、その主張が法律に基づく場合を除く。主催者への支払い義務を履行していない出展企業、例えば以前に未履行の義務がある、または展示会場使用規定や出展規約に違反した出展企業には、再度の出展権は与えられない。出展権が、出展企業の不正確または不完全な記載により得たものである、または記載後に出展企業が出展権の条件を満たさなくなった場合、主催者は通知なく契約を撤回する、または契約関係を終了させる権利を有する。

7 契約解除

出展企業が契約したブースの位置・形式・寸法・面積で変更が多く、出展企業の受け入れが合理的に望めない場合、出展企業は主催者に書面で通知後、1週間以内に契約を解除できる。それ以外の法的契約解除を除き、出展企業はこの契約を解除できない。出展企業がこの契約を解除すると表明した場合、契約解除権の有無に関わらず、同企業は今回の展示会出展を完全に放棄したものとす。出展企業は展示ブース契約を解除する権利はなくても、取り消しを表明すれば、今回の展示会出展を完全に放棄したと見なされ、主催者はそのブースを再配分できる。出展企業に契約解除の権利がなくとも、契約解除を望むのであれば、出展企業は100%の出展費用を支払う義務がある。このほかに、出展企業は出展費用の30%を、主催者の負担する費用損失の補償として支払う必要がある。これは、出展企業が契約解除の権利を持たずに契約解除し、義務に違反して今回の展示会に出展しなかったことによる。主催者のその他の損失に対する賠償請求の権利は影響を受けない。出展企業が、主催者の損失がより軽微であると証明した場合、補償金の引き下げを要求できる。

出展企業が期限内に支払い義務を履行できない場合、主催者は契約を解除する権利を有する。ここでいう期限内とは、5日間の余裕を持って決めた支払期日に、出展企業が支払い義務を履行していない状態を指す。出展企業が違約し、出展費用の50%の前金を支払っていない場合、この条項が適用される。出展企業が契約の規定する義務を無視した場合、例えば主催者の権利や法律が保護する内容・利益を尊重するという規定を守らなかった場合、主催者も契約を解除する権利を有し、かつ主催者は契約を順守する必要はない。前述の状況下では、主催者は契約を解除する権利を有し、かつ出展企業に支払予定の出展費を補償金として要求できる。

8 不可抗力による展示会中止

不可抗力または他の制御可能な範囲を超える状況（停電など）の理由で、主催者が一時的または長期的に1つまたは複数の展示スペースを撤去、または展示会を延期・短縮せざるを得なくなった場合、出展企業は取り消しや契約解除する権利を行使できず、主催者に対して賠償請求する、特に損害賠償金を要求するいかなる権利も持たない。主催者が不可抗力または他の制御可能な範囲を超える状況のために展示会を中止する場合、または主催者にとってこの展示会開催が不適切になり展示会を中止する場合、主催者は以上の理由で展示会を中止したことによる出展企業への損害や不利な影響に対する責任を負わない。

9 ブース設営、人員配置、撤収

a) 室内展示区：

2012年3月5日(水)正午12時よりブース設営を開始。

2012年3月9日(金)午後10時までに撤収を完了。

b) 展示物輸送及びブース設営用の全車両は、設営最終日2012年3月6日午後6時までに、室内展示区と屋外展示場から出ること。その後も室内・屋外の展示場に留まっている展示物輸送及びブース設営用の車両は主催者により排除され、それによるリスクと費用は出展企業が負うこととする。設営は遅くとも午後6時までに終了すること。主催者運営部門の書面での許可を受けた場合の例外を除き、延長は認められない。事前の入館が必要な出展企業は、別途費用を支払う必要がある。具体的な情報は後日公表する。

出展企業は設営と撤収の時間を順守すること。規定の設営時間の最終日までに作業されていない展示ブースは、主催者が任意に処理できるものとする。展示会への参加許可を得た出展企業は、今回の展示会に参加する義務を有する。展示会の規定の開放期間内に、ブースには適切な設備と適切な人員を配置すること。特に出展企業は、展示開放期間中、ブースに十分な人員を配置すること。展示会終了の2012年3月9日午後5時以前に、出展企業は展示品の移送やブース片づけはできない。出展企業がこの規定に違反した場合、主催者は4500元の賠償金を要求する権利を持つ。展示会開放期間中、出展企業は不適切な人員を配置した、整っていないまたは未許可の物品を展示した、展示会終了時間前にブースを撤去した、その他の出展規約に違反した場合、主催者は今後、同出展企業の出展を禁止する権利を有する。ただし、これは条項7（契約解除）に基づく契約解除の権利行使を阻害するものではなく、また主催者によるあらゆる損失に対する賠償を要求するものでもない。

10 ブース設計及び設備（技術マニュアルを参照）

設営作業員の設営・撤収期間中の施工証については、必要な数に応じて一定の料金を徴収する。施工証は、設営・撤収期間のみ有効であり、展示開放期間はこの施工証では入館できない。施工証は、授権のない第三者、例えば出展企業と永続的または臨時的雇用関係のない第三者に譲渡してはならない。

a) 室内展示区

ブース高さ：

一段ブースの設営・広告の高さは6mを超えてはならない。

二段ブースの設営・広告の高さは8.5mを超えてはならない。ブース内の一部が規定高さを超える設計については、主催者運営部門とプロジェクトチームに提出して審査を受け、ブースの位置と設計とを踏まえて、特例として許可するか否かを決定する。

ブースの設計・設営では、技術マニュアルを順守すること。ブースが出展企業や同社が指定する設営業者が設計したものであれば、ブース設計図を要求に応じて主催者に提出すること。出展企業の要求に応じ、主催者は提出された設計図（1式2部）を審査する。審査合格については特に通知しない。

出展企業が自主設営する全ての多段ブース（技術マニュアル4.9）や活動ブース、アーチ・階段・アームルーフ・ベランダ等を設けるブース、屋外ブース（技術マニュアル4.8）は全てブース設計設営審査に合格する必要がある。

多段ブースの設営は、出展企業が雇用する、または主催者が推薦する国家一級公認建築士による審査を経なければならない。この認可は、ブースの展示場内における位置と敷地面積によって決定される。ブース設計図は、正面図、断面図、側面図、配線図、積載測定報告または積載計算、建築材料説明書からなる。規定の期日である設営開始の8週間前までに、主催者運営部門に1式4部を提出して審査を受ける。

館内施工開始時より、二段ブースの二段目面積が30㎡を超える場合は、上下段共に12㎡ごとに年度検査に合格したスプリンクラー装置を取り付けること。ブースの構造物を展示館の構造物に吊り下げてはならない。ブース内の2本の主電線溝には重量物を置いてはならない。

主催者は出展企業条項に基づき、上述の規定に違反する行為に対応措置を採る権利を有する。主催者は状況を見て仕切りを建てるか否かを決定するが、これにより発生する費用は出展企業が請け負うものとする。必要となる仕切りやその他ブースの衝立（高さ2.5m）の予定表は主催者から送付される出展企業マニュアルから取得すること。隣接ブース側の壁面は清潔に保ち、隣接ブースの設計に影響を及ぼさないようにすること。

b) 屋外展示場

ブース高さ：

一段ブースの設営・広告の高さは6mを超えてはならない。

二段ブースの設営・広告の高さは8.5mを超えてはならない。館内施工開始時より、二段ブースの二段目面積が30㎡を超える場合は、上下段共に12㎡ごとに年度検査に合格したスプリンクラー装置を取り付けること。屋外ブース設営の際の臨時家屋面積は1200㎡以下、2段以下でなければならない。

屋外ブースの設営には必ず、主催者の同意と出展企業が雇用した、または主催者が推薦する国家一級公認建築士の審査許可を受けなければならない。屋外二段ブースの設営には出展企業が雇用するまたは主催者が推薦する国家一級公認建築

士の審査人認可を受けなければならない。この認可は、ブースの展示場内の位置と敷地面積によって決定される。審査に必要な書類は申請用紙のほか、底層と上層の平面図、正面図、断面図、側面図、配線図、積載測定報告または積載計算、建築材料説明書であり、規定にある期限である設営開始8週間前までに、主催者運営部門に提出して審査を受ける。

設営装飾にあたり、特にブース設営期間には、展示場の関連規則を順守すること。屋外展示場の水路カバーや施設にブースを設営したり、重量物を置いたりしてはならない。ブース設営について、出展企業は既存の供給パイプや配電盤などのスペースを残しておくこと。それらがブース内であれば、随時使用できるようにすること。地下工事については、主催機関の運営部門が認可して初めて可能となる。展示会場の防護柵に隣接する出展企業は、設営目的で防護柵を使用してはならない。防護柵の外側で広告宣伝を行うことはできない。また会場内でのアドバルーンの使用は禁止とする。

ブースが通路にまたがる出展企業は、その通路上でブース設営や広告設置、その他建築物、展示品の設置をしてはならない。通路は出展スペースではなく、通路上にいかなる広告措置も許可しない。上述の規定に違反する行為については、主催者は出展規約に基づき対応措置を講じる権利を有する。

11 安全措置

設営・撤収期間中に展示場に出入りする者はヘルメットを着用すること。高さ2m以上の場所で作業する作業員はヘルメットと安全ベルト着用の上、その他必要な安全措置をとって落下物による危険を防ぐこと。

12 技術的設置とその他の規定

指定された期日前に、主催者側が用意した電器設備・部品、給水、排水、電信設備等の予約用紙に記入して提出すれば、その申請は考慮される。用紙には全ての使用する項目の費用を記載すること。床に敷設された配線は、パイプやブリッジを設置して保護することとし、出展企業が申請した電源と施設で必要となる配線保護費用は出展企業が負担する。費用は実際の消費量に応じて計算する。展示会場での建築構造物の設営は、使用する資材の性能（注：資材強度など）に則したものとす。旋回アーム等の設備は規定に沿って固定すること。安全上の理由で、アーム上に広告やその他の物品を掛けることを禁ずる。

13 展示会場使用後の原状回復

展示会場で指定時間内に撤収を終えた後、元の状態でブーススペースを主催者運営部門に引き渡すこと。展示会終了時に、ブース設営業者は展示会のタイムテーブルに応じて、全ての資材、特にブースで使用した両面マットを適時撤去する。主催者は、指定のゴミ回収業者による余剰廃棄物（建築ゴミ、板箱、パネル、段ボール、包装材料、印刷品等）撤去費用を出展企業に負担させる権利を有する。

14 設備機材の使用

主催者サービス事業者が用意した起重機、フォークリフト、作業台のみ使用が認められる。特別な場合、主催者運営部門の同意を得ること。

15 キャタピラ車両の使用

平坦キャタピラを装着し道路上の走行が認められているキャタピラ車両は会場内に入ってもよい。主催者運営部門の同意の上で、館内への進入も認められる。出展企業はこれにより発生した展示会場地面や館内床の損傷に関する一切の責任を負う。

16 販売規定

ブースでの直接販売、その他サービスの提供、商品配達は認められない。展示会終了後、出展した商品を購入者に発送できる。卸売業者、小売業者、専門バイヤーへの取引のみ認められる。

17 展示カタログ、ウェブサイト、見学者情報

主催者は展示カタログを出版し、専用ウェブページを作成し、出展企業と見学者の情報を調べられるようにする。全ての出展企業（共同出展、パビリオン含む）はこれらのメディアで、申込用紙に記載した社名・団体名のイニシャル順に掲載される。基本的な掲載内容は、出展企業の社名、展示場、ブース番号であり、出展企業・団体名称のイニシャル順に並べられる。出展企業（共同出展、パビリオン含む）は、別の用紙に製品の索引やその他展示方式について記述する。この申請用紙は適切な時期に申請者に送付する。主催者はこのカタログやウェブサイト、見学者情報の正確性や完全性に対する責任を負わない。

法律、特に競争法の規定に基づき、出展企業は展示カタログ上の広告、ウェブサイトのデータ、見学者情報について責任を負うこと。第三者が一般の法律または競争法上の禁止事項に基づき主催者に権利要求を出した場合、広告掲載者は主催者がこれにより影響や損失（必要な法廷抗弁費含む）を受けないようにすること。本条項は、出展企業の展示カタログ記載や主催者のウェブサイトデータ、見学者情報にも同様に適用する。

18 施工作業員と出展企業の証書

出展企業はブース費や相応の共同出展費を納付後、主催者は出展企業証を渡す。展覧期間中、各出展企業に以下の数のIDカードを無料で発行する。

屋内ブース			
展示面積 (m ²)	ID数	展示面積 (m ²)	ID数
12 - 17	5	55 - 100	30
18 - 26	10	101 - 400	40
27 - 54	20	401以上	最多50

出展企業のIDカードの数は、共同出展や代理企業の参加により増やすことはない。規定以上のIDカードが必要な際は主催者に申し出て、一定の費用を納付すること。IDカードは出展企業にのみ配布し、第三者に移譲してはならない。

設営作業員は設営・撤収期間の施工証の必要数に応じ一定の費用を納付すること。施工証は設営・撤収期間中のみ有効であり、展覧期間中は同証での入場はできない。施工証は、出展企業と長期・臨時の雇用関係のない者など授権されていない第三者に渡してはならない。

19 通知

ブースが配分されれば、出展企業に展示会の準備や手配に関するその他の詳細な情報を通知する。

20 変更

主催者は、技術面の手配や安全に影響を与える場合、変更や補充を行う権利を有する。

21 責任と保険

主催者は、展示会の滞りない進行と各種安全面への配慮から、各出展企業・ブース設営業者に第三者責任保険・出展作業員・出展品関連保険に加入することを勧める。保険補償額は最低500万元である。

主催者・後援団体は、紛失・盗難・火災による損失や、いかなる性質の人身・物品に対する傷害に対し責任を負わない。出展企業または如何なる他の出展企業関連の原因により主催者が賠償請求を受けた場合、出展企業は主催団体に賠償しなければならない。主催者は、出展企業やその代理・雇用人員・財産の展示により直接または間接的に生じた紛失・破損・損傷に責任を負わない。主催者は、出展企業が展示会に持ち込んだ展示品や展示会場設備・施設の損害・損失に対する賠償責任を負わない。このような状況では、損害・損失は展示会の開催前、開催中、開催後のいずれで発生したのか実質的に区別がない。出展企業やその職員、代表者が、展示会場に駐車する自動車についても、本条項は同様に適用する。出展企業自身は、企業自身・共同出展企業・展示品・展示設備が他者個人または所有物に対して生じた損害について責任を負うものとする。

主催者は、出展品の国境を跨ぐ運送過程(輸送・中継・税関申請)における紛失・破損・遅延に対しては責任を負わない。各出展企業は、十分な輸送保険に加入しておくこと。

22 撮影、録画、模写

主催者から授権を受けて有効な通行証を持つ個人のみが、展示会場で撮影、模写、録画できる。いかなる状況でも、他社ブースの展示品を元に写真やその他の画像、映像を制作してはならない。この条項に違反した場合、主催者はその記録媒体の引渡しを要求でき、また法的に責任追及を行うことができる。通常の開放期間以外でのブース撮影や特別な照明が必要な際は、事前に主催者の同意を得ること。撮影には展示

場の電気工により主要回路を開く必要がある。撮影者が負担できない費用は、出展企業が負担する。

主催者は、展示会における活動やブース、展示品を元にした写真、画像、映像を制作する権利を有し、また広告宣伝や一般メディアの出版物でそれらを使用する権利を有する。

23 出展企業間の係争処理

出展企業間に発生した展示品・展示品関連宣伝資料・知的財産権に関わるいかなる係争も、関係者間で解決するものとする。主催者は、これに如何なる責任も負うものではない。

24 知的財産権

出展企業間に発生した展示品・展示品関連宣伝資料・知的財産権に関わるいかなる係争も、関係者間で解決するものとする。主催者は、これに如何なる責任も負うものではない。

25 口頭での取り決め

全ての口頭での取り決め、個人での取り決め、特殊な取り決めは、主催者の書面での確認を受けた後に効力が発生する。

26 使用規定

出展企業は、必ず展示会場の設営・使用の規定を厳格に順守すること。出展企業は展覧館内や屋外展示場で宿泊してはならない。出展企業は他の出展企業の権益に留意し、公共政策に違反してはならず、イデオロギー、政治、その他の展示会と無関係な目的のために出展企業の権利を濫用してはならない。

27 時効、免責期間

主催者に対し、契約関係やこれに関連して発生した請求権は全て6ヵ月後に失効する。時効期間は展示会が終了した月の最終日から計算する。請求書に関する申し立ては受領後14日間の免責期間内に書面で提出すること。これは第21条の規定と矛盾しない。

28 適用場所、適用する法律

適用場所は上海で、全ての支払い義務を含む。また中華人民共和国の法律のみ適用される。

29 管轄、仲裁規定

以下の条項は、中国国内で登記した出展企業に適用される。

この出展契約が直接招いた、またはこの出展契約に関連する内容が招いた、またはこの出展契約の違反・終了・失効により起きた係争や要求がある場合、契約者双方は直ちに友好的に協議すること。友好的に解決できない場合、いずれの側も主催者の登記地を管轄する裁判所で出展企業を提訴する権利を有する。

以下の条項は、登記地または主業務地が中国以外の出展企業に適用される。

この出展契約が直接招いた、またはこの出展契約に関連す

る内容が招いた、またはこの出展契約の違反・終了・失効により起きた係争や要求がある場合、契約者双方は直ちに友好的に協議すること。友好的に解決できない場合、いずれの側も中国経済貿易仲裁委員会上海支部に持ち込み、仲裁手順に則り上海で仲裁を行う権利を有する。

30 情報保護

情報保護法に基づき、主催者は商業目的の実現のため、出展企業関連情報を処理・使用でき、上述の契約の関連条項を十分に履行するため、関連資料を第三者に提供できる権利を有する。

31 分離条項

出展企業が出展規約または技術マニュアル内の条項が法律上無効または不完全である場合、その条項または関連契約の有効性は影響を受けない。こうした状況では、契約者双方は、双方の経済的目的追求のため、失効した条項の変更や関連条項の補足を行う義務を負う。英文と中国語との規定に食い違いがある場合、まず英文の規定を適用すること。

2011年8月